



中国の経済体制改革

藤本, 昭

(Citation)

国民経済雑誌, 149(4):1-18

(Issue Date)

1984-04

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00172897>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00172897>



中国の経済体制改革

藤 本 昭

I 現行経済体制の主要問題と体制改革の方向

1 現行体制の主要問題

中国の経済管理体制は、第1次5カ年計画期(1953-57年)に、当時のソ連の体制をモデルとして形成された。それは高度に中央集権的で行政的な経済管理体制であった。その後、再三にわたり、地方政府(主として省レベル)の经济管理権限の拡大を中心的な内容とした、改革が試みられた。しかしその結果、地方に権限が分散し過ぎ、経済秩序が乱れたために、改革は挫折した。地方へ移管された経済権力は、それに伴い、中央へ回収された。こうして経済権力の中央と地方の間での「放」(下放, 移管)と「収」(回収)が繰り返されてきた。しかしこの間に、経済権力の企業レベルへの「放」=分権化や、これまでの行政的管理を経済的方法による管理へ改める動きは、ほとんどみられなかった。それどころか、極左の路線が台頭した文革期などでは、そうした動きは資本主義の復活に通ずるとして、きびしい批判を招きかねない状況にあった。かくて、中央と地方の関係もさることながら、現行経済体制のもっとも主要な問題は、国家と企業の関係にあった。その具体的な現われは、つぎの諸点にみられた。

(1) 企業が国家行政機構(中央、地方各レベル)の付属物化しており、企業経営管理の自主権が極めて小さいことである。

いま国営工業企業についてみると、その投入・産出・販売計画は、上級の企業主管機関(中央一部、省一庁、県一局)によって決められ、下達される。企業は勝手にこれを変更できない。その代わりに、計画生産に必要な投入財の供給は、国が責任をもち、製品はすべて、国が引き取る体制(資本財・生産財の

流通は「物資」部門、消費財のそれは、商業部門が所管する)となっていた。

国営企業の財政権も小さかった。企業利潤(納税後¹)は、ほとんどすべて「企業収入」として、国家財政へ上納された。企業固定資産減価償却基金の企業留保もきわめて限られており、償却基金のかかなりの部分は「企業収入」として国庫へ集中された²。このように、企業の自己資金の形成はきびしく制限された反面、企業が必要とする資金(固定資金、流動資金)は、ほとんど国家財政から無償で交付されることになっていた。こうして、国が企業の収支を統制する、「統収統支」体制となっていた。

企業の人事権も限られていた。例えば、労働力は企業所在地政府の労働部門により統一的に分配され、企業側の採用要件はほとんど考慮されなかった。

国営企業のみならず、都市部の集団所有制企業も、経営管理の自主権が保証されていなかった³。それら集団企業は地方の各行政レベルの主管機関により、事実上支配されていた。例えば、主管機関は、その所管する集団企業に対し、国営企業と同様に、指令性経済指標や生産計画を下達し、労働力を統一的に分配してきた。それら集団企業の生産規模拡大や基本建設には、主管機関の認可が必要であった。また各集団企業は独立採算をとる建前になっていたが、実際上は主管部門の所轄集団企業全体でどんぶり勘定が行なわれ、損益の責任は事実上主管部門が負ってきた。その一方で、各企業の利潤はすべて、あるいは大部分、上納させられ、主管部門の統一的な支配・使用に供せられた。こうして、都市の集団所有制企業は、国営企業とほぼ同じく、行政機構の付属物化していた。

農村の人民公社の集団所有制経済にも、類似の状況がみられた。農業生産は

1 製品の工場出荷段階および小売段階で課税される工商税の納税。これまで、企業所得税は課せられず、それに代わり、利潤上納方式がとられていた。

2 償却基金は1967年まで、すべて国庫に集中されていた。その後いく度か改革され、1978年から企業に半分が留保されることになった。なお79年から、残り2割分が地方財政あるいは企業主管部門の資金になり、中央財政へ集中されるのは3割分へ減った(『財政』1982年第9期 12頁)。

3 都市部の集団所有制企業には、規模が比較的大きく、区以上の行政レベルに所属する企業(「大集体」企業)と、末端の「街道」(町内にあたるもの)所属の零細企業(「小集体」企業)がある。

人民公社の末端組織である生産隊（農家20～30戸で構成）を基本的な採算単位として営まれてきた。それは農地、役畜、大農具などの生産手段の基本的な所有単位が生産隊であったためである。しかし、所有単位、採算単位である生産隊の自主権は、建前通りに、尊重され、保障されてこなかった。生産隊がなにを、いつ、どのように、栽培し、収穫するかは、すべて上から決められてきた。

企業が行政機構の付属物化したことによって、市場の需要と企業の実際から出発して、各種の問題をタイムリーに、かつ実状に即して、処理することができなくなった。事の大小を問わず、企業は上級機関の指示を仰いだ。だがそもそも、それら行政機構は生産の第一線から遊離した存在であり、その指示はしばしば企業の実状から掛け離れた無責任なものであった。加えて、企業に対する上級機関の指導は一元化されておらず、多くの機関から出される指令は往々にして互いにつながりがなく、企業を戸惑わせた。

各レベルの行政機構が企業に各種の行政事務を押し付け、企業がその対応に追われたことも、問題であった。企業は経済活動のほか、行政事務や社会活動をも管理する「小社会」化した。

(2) 企業が行政系統別、行政区画別に管理され、企業間・業種間・地域間の水平的な経済的連係が切断されたことも、問題であった。

例えば、機械工業についてみると、企業は工業・交通系統と国防工業系統の二つの系統に分かれ、それぞれ国務院の経済委員会（工交弁公室）と国防工業弁公室の指導をうけていた。これら二つの系統の指導機構は下級の行政レベルにも設けられていた。一方、企業の隸属関係は、中央（部、局）所轄企業、省・中央直轄市・自治区所轄企業、地区・省轄市所轄企業、県所轄企業など行政区画別に分かれる。こうして軍需系統・民需系統・中央部門・地方部門と、縦割り・横割りの縄張りがつくられ、互いに封鎖し合うことになる。

行政系統、行政区画による管理で、企業間・業種間・地域間の合理的な経済的つながりが断たれるため、各部門・業種・地域で、それぞれ一つのまとまった体系をつくらうとすることも、問題であった。それは専門化・分業による協

業関係の発展に不利だからである。

各部門・業種・地域がそれぞれ体系化を図ろうとし、ワンセット主義に走れば、重複建設や重複生産を招く。それはまた産業構造の調整を阻み、経済効果を悪化させよう。

(3) 上から下への指令性計画制度がとられており、市場メカニズムの作用が排除されてきたことも問題であった。

企業がなにを、どれだけ造るかは、社会の実需によってではなく、上級機関から下達される指令性計画指標に主として従う。そのため、計画に従って社会の需要に合わないものが生産され、滞貨をつくり出す、といった不合理な状況が、しばしばみられた。

こうした状況が出現するのは、国の指令性計画に従い、企業が生産したものは、すべて国（物資・商業部門）が引き取るからでもある。生産企業はユーザーや消費者のニーズを察知する必要に迫られることもなかった。流通段階ですでにかなりの滞貨がみられても、物資・商業部門は生産物の引き取りを拒否できなかった。こうして、需要と供給が連係を失い、食い違いを生んだ。

(4) 現行体制の下で、企業・従業員が経済責任を負わないことも、問題であった。

(1)で述べたように、国が企業の収入・支出を統制する「統収統支」体制の下では、どんぶり勘定の親方赤旗の企業経営が広くみられた。企業が「大鍋飯」（大釜で炊いた御飯）を食べている、と形容されている現象である。

企業の従業員には、企業経営のよしあし、損益の如何にかかわらず、賃金の支給（決して高い水準ではないが、平均主義的な）が保証されていた。また一度採用されると、定年まで解雇される心配もなかった。こうして、企業の従業員は、落しても割れない鉄製おわん（「鉄飯碗」）で、大釜で炊いた御飯（「大鍋飯」）を食べている、といわれてきた。

このように、企業は国家に対して経営責任を負わず、従業員も職務の遂行で経済責任をとらない体制であるため、企業の採算も勢い形式的になった。企

業・従業員の原料やエネルギー消費の節約、コストの引き下げ、製品品質の向上、品種の増加などでの意欲と努力も、自ずと減退した。

2 現行体制の特徴と改革の方向

現行の経済体制の上述の諸問題を踏まえて、中国の経済学者は現行体制の特徴をつぎの三点に概括している。⁴

(1) 経済活動の意思決定の面では、国家の集中的な意思決定が一面的に強調され、企業や勤労者個人の自らの経済活動に対する自主的な意思決定の権限が軽視されている。現行体制は基本的に単一の国家意思決定システムである。

(2) 経済活動の調節の面では、ヒト・モノ・カネという資源の国民経済各部門への配分は、市場での需給や価格の変動による調節を受けない。それら資源は主として国家計画によって割りふられる。現行体制は基本的に単一の計画調節システムである。

(3) 管理組織と管理方法の面では、主として党・行政機構に依拠し、行政的な方法といわゆる「長官意志」（党・政府・軍隊の高位高官の意志）に従って、管理が行なわれる。現行体制は純粹の行政的管理システムである。

このような概括は、ソ連型の集権的計画経済の基本的標識としてしばしばあげられるものと、基本的には同じである。ただ一つ、概括の(3)であげられている、「長官意志」による管理に、中国的な特徴がみられる。

中兼和津次氏は「長官意志」による管理から生じる現象を「非制度化」と呼んでいる。⁵それは、ある制度ができて、「長官」の「意志」で簡単に制度が変えられたり、その運用で恣意的な解釈がなされたりすること、また制度通りには実行されないこと、などをさしている。このような非制度化は、中兼氏も指摘するように、毛沢東が華々しく活躍した時期ほど激しかった。

中国の経済体制改革の全体的プログラムは、現在（83年末）なお公表されていない。しかしこれまでの改革論議や局部的・試験的改革から、改革のめざす

4 劉国光・王瑞霖『中国的経済体制改革』（人民出版社 1982年）22頁。

5 河地重蔵編『転形期の中国経済』（世界思想社 1981年）94頁。

方向がうかがえる。現行体制の特徴を、さきのように概括した劉国光氏らは、改革の全般的方向として、つぎの三点をあげている。⁶

(1) 経済活動の意思決定では、高度に集中した単一の国家意思決定システムから、国家・企業・勤労者個人の重層的意決定システムに改める。

(2) 経済活動の調節では、単一の計画調節システムから、計画と市場とを結びつけた調節システムへ改め、計画の指導の下で、市場メカニズムの作用を十分に発揮させる。

(3) 管理の組織と方法に関しては、党・行政機構や行政組織に主として依拠した行政的方法による経済管理から、経済組織、経済的方法、経済法規に主として依拠する経済管理へ改める。

以上のような改革の全般的方向で、これまでとくに活発な論議を呼んだのは、(2)の経済活動の調節システムの改革にあたり、市場調節をどの程度容認するか、という問題であった。

この問題の論議は、党が「計画経済を主とし、市場調節を従とする」という原則を提示したことによって、一応の決着をみた。⁷市場調節が容認されるのは、経済活動の従属的・副次的部分に限られることとなった。市場調節の主要な対象は、多種多様な生産量の少ない、生産と供給の季節性と地域性も非常に強い、日用雑貨品のような小商品とされた。それら小商品については、市場での需要の変化に合わせて、企業・生産者がその生産を弾力的に調節する。

こうして、市場調節の範囲はかなり限定されることになったが、経済活動の主要部分に対する計画管理では、「指令性計画」とともに、「指導性計画」が併用されることになった。「指導性計画」とは、価格・租税・融資などの経済的手段（「経済槓杆」と呼ばれる）を運用して、企業が国家計画の要求を実現するよう導くものである。このように、一種の間接的誘導計画である「指導性計画」が、計画管理の形態として、「指令性計画」と併用されることになったの

6 注4 劉国光等著書 30頁。

7 中共第12回全国代表大会での胡耀邦報告（『北京周報』1982年第37号 15頁）。

は、「わが国には、さまざまな経済形態がまだ存在している」、という現状認識に立脚している。かつて50年代中頃の第1次5カ年計画期には、国民経済の社会主義改造が完了しておらず、多様な経済形態が併存している状況の下で、間接的誘導計画が実施されたことがある。加えて、「社会の複雑な各種の需要と、数多くの企業の生産能力を、正確に計算するのは容易でない」という、過去の「指令性計画」万能主義への反省も、「指導性計画」の併用を促したとみられる。⁸

「指令性計画」と「指導性計画」の範囲をどのように区分するかが、今後問題になろう。「指令性計画」は依然として中国の計画管理の主要形態であるので、固定資産総投資規模（更新・改造投資含む）や基本建設プロジェクト、国家の繁栄と人民の安寧に係わるような重要生産物や重要任務、経済の全局面に係わる中核的企業などは、「指令性計画」によって厳しく規制されることが求められている。一方、「指導性計画」は、比較的重要な生産物で、品種が多く、規格が複雑なものや、使用範囲が広く、要求が変化し易いものの生産と流通に対して、実施するのがよい、とされている。⁹

ところで、「指令性計画」と「指導性計画」および市場調節は、企業サイドからみれば、併用されることになる。その状況はつぎの三つのタイプに類別される、という。¹⁰

(1) 国営大型企業。「指令性計画」を主とするが、少量の製品の生産と販売に対しては「指導性計画」が採られる。またごく少量の製品の自家販売と市場調節の適当な運用も許される。

(2) 国営中小型企業、比較的大きい集団企業。「指導性計画」の実施を主とする。少量の生産・販売活動に対してだけ、「指令性計画」を実施する。小部分に市場調節を採用する。

(3) 都市部の集団企業、個人経営。市場調節を主とする。ただし、国は政策

⁸ 注7 胡耀邦報告 16-17頁。

⁹ 周太知・詹武・傅豊祥「建立具有中国特色的経済体制」(『経済研究』1983年第10期) 12頁。

¹⁰ 注9 周太知等論文 13頁。

指導を行ない、行政的に関与する。また国家から少数の指令性指標が下達されるのを排除するものでもない。

こうして、これまでの「指令性計画」を主体とした、ソ連型、集権型の経済調節システムから、「指令性計画」、「指導性計画」、市場調節という三本立のハンガリー型経済調節システムへの移行が、中国でもめざされている。しかし、「指導性計画」を実施するには、計画当局が指導性指標（経済的パラメータ）の高度な制御操作能力を具備していることが前提となろう。¹¹この問題をどのように解決するかが、調節システムの改革の一つの焦点となる。

II 経済体制改革の展開

1 企業自主権の拡大

1979年から始まった経済調整で、現行経済体制の改革が課題として提起された。経済改革はまず企業自主権拡大の試行から着手された。¹²前述のように、現行体制の主要な問題点は、国と企業の関係にあり、とくに国営企業が各級行政機構の付属物化し、相対的に独立した経済単位として機能できる活力を失っていたからである。

国営企業は現在すでに、一定範囲の製品の生産計画権、製品の一定比率分の自家販売権、利潤の控除・留保権、物資の選択買付権、自己資金使用权、報奨金分配権、中層幹部の任免権などをもつに至っている。

81年の中頃以降になると、それまでの企業自主権拡大の試行の進展を土台として、国営工業企業で経済責任制が普及をみた。¹³それは、農業生産責任制が農村経済を大いに活性化したことに、刺激されたものでもあった。

工業経済責任制とは、国営企業の自主権拡大とともに、企業の国に対する経

11 佐藤経明「中ソ東欧比較随想」(『日中経済協会会報』1983年4月号) 49頁。

12 企業自主権拡大の試行については、拙稿「中国における企業自主権の拡大」(日本国際問題研究所『共産主義と国際政治』第5巻 第3号)参照。

13 工業経済責任制については、拙稿「中国における工業生産経済責任制」(『中国経済研究月報』1982年8月号)参照。

営責任と従業員の各自の職務に対する経済責任を明確にし、その責務の遂行の度合に応じて、企業および従業員の利益を図ろうとする（企業には利潤の一部の分配、従業員には報奨金の支給など）ものである。82年末までに、すでに全国の国営工業企業の8割以上で、経済責任制が採られた。¹⁴ 商業・サービス業でも、経済責任制が普及しつつある。

83年6月から、これまで長く続いた国営企業の利潤上納を納税に切り換える改革が始まった（「利改税」あるいは「以税代利」と呼ばれる）。この改革は、大・中型企業と小型企業とでは、異なった方法・段取りで実施される。まず大・中型企業では、二段階に分け、それが実施される。第一段階では、納税と利潤上納とを併用し、第二段階で完全に納税へ切り換える。¹⁵ つぎに小型企業では、改革を二段階に分けず、最初から全面的に納税に切り換える。¹⁶ 納税後には、企業は残った利潤を自由に運用できる。しかしもし赤字がでて、これまでのように、国がそれを補填しない。こうして、利潤上納から納税への切り換えが完全にできれば、国営企業といえども、損益に自ら責任を負う体制となり、その相対的独立性も強まるものと期待されている。

2 現行体制の諸改革

企業自主権の拡大は、勢い現行経済体制の諸側面で改革を引き起こした。

計画体制の面では、企業自主権拡大の内容の一つとして、企業が部分的な計画権をもつことになった。例えば、自主権拡大試行企業は、国が下達した計画に従って生産するほか、市場の需要に基づき補充計画を策定できる。同時にまた国の計画にある品種や規格を、市場の需要の変化に基づき調整できる。企業

14 『紅旗』1982年第23期 17頁。ここでいう工業企業は、県所属企業を除く、いわゆる「予算内企業」を指す。

15 第一段階では、企業の実現利潤に対し、一率に55%の所得税が徴収される。所得税納税後の残りの利潤（実現利潤の45%分に相当する）については、これまで通り、国と企業で分け合い、一部は国庫へ上納され、一部は企業へ留保される。

16 8等級の超過累進税率による所得税の徴収。なお小型企業とは、例えば工業では、固定資産取得額（82年末価格）が150万円未満で、年間利潤が20万円を超えないものを指す。大・中型企業は以上の小型企業の基準を上回るものということになる。

間で国家計画外に結んだ生産・販売契約も、国家計画に組み込むことができる。このように、企業が一定の範囲で実状に即して国家計画を調整できるようになったので、計画自体もある程度の適応性・弾力性をもつようになった。

つぎに「物資」（原材料・燃料・機械設備などの工業生産手段を、中国では「物資」と呼ぶ）管理体制の面では、一部の「物資」の市場での取引が容認されるようになった。多くの都市で、さまざまな形式の「物資」の展示販売会や取引市場が設けられ、これまで国の計画により分配されていた「物資」の一部が、それら公開市場を通じ、ユーザーに供給されることになった。こうした「物資」管理上での変化は、「物資」生産企業に、部分的であるが、生産計画権や製品販売権が認められるようになったことに対応したものである。それはまた、過去の「物資」流通での国の「物資」部門による独占的経営・統一的調達の体制をある程度打破し、「物資」流通の活性化をもたらすものと期待されている。

主として消費財商品の流通を管理する商業体制でも、従来の国の商業部門による統一的買付・一手販売体制が打破されはじめ、さまざまな買付・販売形態が出現した。国の経済と人民の生活に係わりが大きく、市場で供給が不足している大宗商品・重要商品は、引き続き国の商業部門が統一的に買付け、一手で販売する。それ以外の商品は、工業企業と商業部門の間で生産・販売契約が結ばれ、工業企業は契約に従って生産し、商業部門は契約に基づいて製品を買付け、販売する。そのほか、商業部門が買付けを拒んだり、取り扱わない製品、商業部門の買付契約量を上回り生産された製品、試作された新製品などは、生産企業が直接自家販売するか、商業部門に代理販売を委託するかで、その販売に責任をもつことになった。

経済調整が進み、流通過程に入ってくる消費財工業品や農産物がかつてなく豊富になるにつれ、商品流通体制の改革はいっそう重要性を増している。この改革では、国営商業とともに、集団所有制商業（とくに農村での購販協組〔供销合作社〕）と個人経営商業も積極的な役割を果たすこと、また生産企業も相

応の役割を果たすことが求められている。さらに都市と農村の間の商品流通の途絶をもたらす各地域の封鎖の打破、さまざまな流通ルートの開拓と流通段階減らしなども図られる。

財政・金融体制の面では、国が国営企業の収支を取りしきる体制、いわゆる「統収統支」体制の改革が図られた。「統収統支」体制の下では、企業はほとんど勘定のため、「大鍋飯」を食べ、親方赤旗の経営に安住するからである。

「統収」体制の打破のため、まず、これまでほとんどすべて国に上納されていた国営企業の利潤の一部を企業に留保すること（「利潤留成」）が、企業自主権拡大の重要な措置として試行された。留保利潤は生産発展基金（技術革新・設備改造資金）、従業員福祉基金（主として住宅建設資金）、従業員報奨基金（ボーナス資金）として使用される。

国営工業企業で経済責任制が普及するにつれ、国と企業の利潤分配の方法として、「利潤留成」のほかに、利潤請負（「利潤包幹」）が広く普及した。この方式は、企業の上納利潤請負額をあらかじめ決めておき、それを上回る増収部分をすべて企業が留用するか、国と企業とで分け合う。

83年6月から、前述のように、すべての国営企業で利潤上納を納税に切り換える改革が始まった。この改革で、国営企業は「統収体制」から完全に脱し得るとみられている。

つぎに「統支」体制の打破については、まず従来国家財政から無償で交付されて基本建設投資（更新・改造投資を含みぬ新規建設投資）を中国人民建設銀行の融資に切り換える試みが、79年より始まった。融資に切り換えることで、借手に元利の返済を意識させ、投資の節減とその効率的利用を図ろうとするものである。

すでに国営企業の固定資産化している過去の投資に対しても、81年から試験的に固定資金占用費という名の国家資金の使用料が徴収されている。

これまで、基本建設投資と別途に、国家財政から無償で交付されていた、既存企業の技術革新・設備改造資金も、81年から中国人民建設銀行の融資に切り

換えられることになった。別に中国人民銀行も、既存企業の技術革新・設備改造のための中・短期設備貸付を80年から始めた。こうして、新規の基本建設投資だけでなく、既存企業の改造投資も、有償の銀行融資でまかなわれることになった。

なお、78年以來、企業の固定資産減価償却基金の半分が企業に留保できるようになり、設備の更新投資の源泉となっている。

企業の流動資金（運転資金）の供給方法も改められた。業種別に決められる流動資金の「定額」（ノルマ）部分は、これまで国家財政から無償で企業に交付されており、「定額」を超える臨時的・季節的な流動資金需要だけが、中国人民銀行の融資でまかなわれていた。80年後半から、まずすでに企業に交付されている流動資金の定額分に、一定の占用費（使用料）が徴収されることになった。その後83年後半から、次々に国营企業の流動資金を中国人民銀行の統一管理に改め、流動資金はすべて銀行が有償で提供し、もはや国家財政からは無償で流動資金を追加支出しないことになった。今後銀行は、例えば、企業の流動資金占用ノルマを超えた貸付金には、追加利息をとる一方、国が定めた資金回転加速化の指標を超過達成したものには、貸付利息を引き下げ¹⁷るなどの措置をとることによって、企業の資金利用効率の向上を促そう。

以上にみたように、国营企業に対する国の「統収統支」体制は次第に打破され、企業は損益に自ら責任を負う、独立した経済単位となりつつある。

なお、1980年から、中央財政と地方財政を合わせたどんぶり勘定で、いわゆる「大鍋飯」を食べていた従来の財政体制が、「かまどを分けて、飯を食う」といわれる新体制に改められた。新体制の下では、中央と地方の財政収支の範囲が区分され、それをもとに各地方が一定の財政任務（財政規模）を請け負うことになった。請負任務を上まわる収入をあげた地方は、それだけ支出も増えるというインセンティブがつくが、請負任務を果たせないと、その地方の責任

17 中国人民銀行の中央銀行化が83年秋に決まり、これまで同行が行ってきた預貯金、貸付の業務を引き継ぐ中国工商银行が新設された。工商银行は84年1月1日から業務を開始した。

で不足分が補填されることになった。

3 企業連合

企業自主権の拡大の試行が始まると同時に、これまでの行政系統別、行政区画別の管理体制の下で、企業間・業種間・地域間の合理的な経済的つながりを断たれてきた企業は、専門化による協業と経済合理性の原則に基づき、さまざまな経済連合体に組織され始めた。

経済連合体の形態としては、最終的にトラストの機能を果たすことをめざす各種の「專業公司」や、組立工場を中心に関連部品工場などを一つの企業連合体として統合した「総廠」（総工場）のほか、地域を異にする企業間、所有制を異にする企業間（例えば、全人民所有制の国営企業と都市集団所有制企業の間）、都市企業と農村企業の間（例えば、都市の国営企業あるいは集団所有制企業と農村人民公社企業の間）での「連營」（連合経営）、「合營」（合弁）、「補償貿易」（外国貿易での補償貿易の方式を国内の企業間連合に適用するもの）など、極めて多様である。

行政系統別、行政区画別の縦割り、横割りの管理体制の縄張りを打破し、企業・業種・地域間の水平的な経済的つながりをいっそう回復・発展させるために、最近では中核都市の役割の発揮が求められている。それは、経済がかなり発達している大・中都市を中核として、その周辺の小都市、農村地域を取り込み、生産・流通を統一的に組織し、中核都市を拠点とした、さまざまな規模・タイプの経済圏を形成しようとするものである。例えば、そのモデルの一つとして、上海市を中核に、江蘇・浙江両省の9市、57県で構成される長江デルタ経済圏の形成が企画・立案されている。

4 経済形態の多様化

中国の経済体制改革では、経済形態の多様化が進んだ。そして多種の経済形態の長期併存が、82年秋の党大会の政治報告でも、つぎのように要請されている。「中国の生産力は、総じて発展の水準がまだかなり低く、発展が非常に不均等なために、今後ともきわめて長期にわたる各種経済形態の同時存在が必要

である」¹⁸と。

過去において、社会主義経済とは純粹の生産手段の公有制経済でしかないと考えられ、社会主義下での多種の経済形態の長期併存などは容認されなかった。それどころか、農村での農業生産協同組合の人民公社化にみられるように、集団所有制経済の大規模化と公共性強化こそが、社会主義下の公有制経済の発展の趨勢である、とする「大」と「公」の盲目的追求の風潮が一時期広まった。都市部でも、集団所有制企業、とくに「大集体」と呼ばれる比較的規模の大きい集団工業企業の事実上の国営企業化がみられた。このように、公有制経済の一翼を担うべき集団所有制経済を軽視・弱体化し、全人民所有制の国営経済を一面的に発展させようとする傾向がみられる一方、都市・農村での個人経営の小私有経済に対しては、これを排斥・消滅させようとする傾向がみられた。これらの傾向は極左的思想の影響を受けて出現したものであり、中国の現実に合わないとして、今日では否定されるに至ったのである。その結果また、経済形態の多様化が進んだ。

都市部では、これまで地域・業種ごとのどんぶり勘定で、国営企業同様に、親方赤旗的経営に安住してきた集団所有制の工業企業を、損益の責任を自ら負う、集団所有制企業本来の姿へ戻す動きが活発になっている。また職を求めている「待業青年」やその他住民による共同出資経営の集団経済が、主として商業・飲食業・その他サービス業で発展している。さらにかんりの都市では、商業やサービス業における小規模な国営企業（浴場、理髪店、服装店、雑貨小売店など）を、「合作社」（協同組合）や「合作小組」（協同経営の小集団）に改組する動きがみられる¹⁹。なかには、それら企業の経営を、従業員個人あるいは従業員集団に請け負わせるか、完全に個人経営へ切り換えるものもでてくる。

18 中共第12回全国代表大会での胡耀邦報告（『北京周報』1982年第37号 15頁）。

19 全国の都市の集団所有制企業単位の職員・労働者総数は、1982年末で、2,651万人の多きを数える。そのうち工業企業の職員・労働者数は1,532万人（57.8%）、商業・飲食・その他サービス業のそれは382万人（14.4%）である（国家統計局編『中国統計摘要 1983』〔中国統計出版社 1983年〕19頁）。

1978年末に、全国で15万人にまで減った都市部の個人経営勤労者は、82年末には、147万人に増加した。その大半（128万人）は商業・飲食業・その他サービス業に携わっている。都市部にはそのほか、対外開放政策の下で、外国資本との合弁企業も、少数ながら出現している。

農村では、人民公社の解体が始まった。農村人民公社は「一大二公」、すなわち、大規模性と公共性を特徴としていた。だが、大規模経営の優位性は、農家を請負単位とした分散経営の生産責任制の広範な導入で否定された。同時に、公社の公共性を象徴していた「政社合一」、すなわち、政府（末端の郷政府）と公社の合体が否定され、両者が分離されることになった。このように、公社の二大特徴が否定されるに及んで、公社の解体は決定的なものとなった。

農業生産責任制とは、従来の集団労働制をやめ、公社の生産隊を採算の単位として営んできた農業生産を分割し、個別経営に請け負わせる制度の総称である。生産責任制は多様な形態をとって導入されたが、収斂されて主要な形態となったのは、「包産到戸」（生産各戸請負）と「包幹到戸」（営農各戸請負）である。²⁰

「包産到戸」（生産各戸請負）とは、生産隊を構成する各農家が生産隊と契約を結び、どれだけの土地で、どれだけの労働力を用い、どれだけの生産量をあげるかを請け負うものである。農家は請け負った生産量を、収穫後生産隊に引き渡し、契約で決められた労働点数を記帳してもらう。生産隊はこうして各農家の請負生産量を集め、その総量から農業税（現物）納入分と生産隊への留保分（共同積立金や共益金への引当金など）を控除し、残りを各農家の労働点数により分配する。各農家の請負生産量を上回る部分については、その全量または一定量を、請負農家の超過収入として、その自由な処分に委ねる。

「包幹到戸」（営農各戸請負）は、「包産到戸」での各農家の請負生産量の生

20 都市部の個人経営勤労者は、全国で建国初期の1952年には、883万人の多きを数えた（本文の数字とも、注19『中国統計摘要 1983』18-19頁）。

21 82年末で、すでに全国の生産隊の93%がこれら二つの請負制（「双包」と呼ばれる）を実施している（『中国通信』1983年8月30日）。

産隊への引き渡しと、労働点数による余剰の分配の手続きを省略し、それらに代わり、各農家当りの農業税納税分と生産隊留保分からなる生産隊への現物納入量を請け負うものである。納入後の余剰生産物は、すべて各農家の取り分となる。このように、「包幹到戸」は「包産到戸」のような回りくどい手間を省けるので、農民から歓迎され、「包産到戸」よりいっそう広範な普及をみている。²²

ところで、「包産到戸」や「包幹到戸」のような、農家家庭を単位とした生産・経営請負制が、農業生産責任制の主要形態となったけれども、生産隊は引き続き農地・大型農業機械・水利施設などの生産手段の所有権を保持し、それらを統一的に管理している。したがって、生産隊を単位とした集団経済まで、生産責任制の導入によって、解体されたわけではない。生産隊は、いわば親企業として、下請人である各農家の生産・経営活動の主要かつ基本的な面を統制している、とみられている。だが同時に、下請人である農家も、相対的に独立した経営活動を行ない、その経営と収入とを結びつけ、相対的に独立した経済的利益の享受することができる。こうして農家家庭が相対的に独立した経営体となったことは、農村経済体制上の大きな変化である。

農家家庭を単位とした生産・経営請負制（「家庭承包責任制」とも呼ばれる。「承包」とは請負のことである。）の普及・発展のなかで、「専業戸」²³、「重点戸」と呼ばれる新たな個人経営が多数出現しつつある。「専業戸」とは、請け負った農地を生産隊に返し、もはや栽培業を営まず、もっぱら他の業種の生産に携わる農家（例えば、養鶏農家、養豚農家、養魚農家など）をさす。「重点戸」とは、栽培業に従事する（主として自家消費用の食糧を生産するに止める）と同時に、余暇と余った労働力を利用して、家禽や家畜の飼育などを重点的に行

22 82年半ば頃の状況では、全国の生産隊のうち、「包幹到戸」を採っている隊が67%にのぼるが、「包産到戸」を採る隊は7%に止まっていた（近藤康男・阪本楠彦編『社会主義下甦える家族経営』農山漁村文化協会 1982年 49-50頁）。

23 83年8月現在、「専業戸」と「重点戸」の数は全国農家総数の8.6%にあたる1,560万戸にのぼる（『中国通信』1983年8月30日）。

なう農家をさす。これまで農家副業として営まれてきた養鶏や養豚などを、専門的に営む「専業戸」や「重点戸」は、83年8月現在、全国ですでに1,560万世帯の多きにのぼり、農業における専門化と商品生産の発展を促す新しい経営形態となりつつある。²⁴

人民公社の解体を決定的なものとした政社分離、すなわち、人民公社から基層政権としての職権を切り離し、郷人民政府を別に樹立することは、82年12月に公布された新憲法（第95条）で規定された。²⁵これまでの郷政権と公社とが合体したいわゆる「政社合一」体制では、生産隊のヒト・モノ・カネの無償調達にみられるように、集団経済の自主制が保障されず、「広範な幹部と農民大衆の積極性の発揮が妨げられた」ことが、政社分離の背景にあった。²⁶

政社分離後の人民公社は、「農業生産合作社」（農業生産協同組合）などと並んで、「合作社経済」（協同組合経済）の一つであると、83年新憲法（第8条）で規定している。これによって、人民公社が再びもとの農業生産合作社という名称の組織に変わることもあり得ることになった。事実、四川省広漢県向陽人民公社では、政社分離を機に、人民公社の名称が消滅し、新たに農工商連合公司（農業技術・工業・商業の3公司からなり、各公司の傘下に、サービスステーション（工場・商店を置く）が設立された。そしてもとの生産大隊は行政村となり、生産隊は農業生産合作社と改名された。²⁷

ともあれ、政社分離後、人民公社という名称が残されるか否かにかかわらず、公社の生産隊が集団所有制の「合作社経済」の基本単位となろう。そしてその生産隊の経営は、前述のように、隊を構成する各農家家庭を単位とした分散経営で請け負われる。そうした「家庭承包（請負）責任制」の広範な普及で、多数の「専業戸」・「重点戸」と呼ばれる個人経営が出現し、農業の専門化と商品

24 注21と同じ。

25 政社分離は、83年10月までに、全国の902県の9,038公社で実施された。84年末までに、分離がほぼ完了するよう急がれている（『中国通信』1983年12月2日）。

26 『人民日報』1983年11月7日社論。

27 注22近藤康男・阪本楠彦編書 70-71頁。

生産の発展を促している。専門化の発展は勢い各生産の前後のサービスの社会化（例えば、養鶏・養豚専門農家への飼料の供給のような）を要請しよう。向陽人民公社の改組例にみられるような、公社や生産大隊の経営・管理していた企業・工場・施設を活用する農工商連合会社の設立の動きは、そうした下からの専門化と商品生産の発展に伴うサービス需要に対応しようとするものであろう。こうして農村における新たな「合作社経済」の構築が、各地の実状に即して、模索されつつある。

以上にみたように、国営経済主導下ではあるが、経済形態・経営形態の多様化が進んでおり、経済改革でめざす新しい経済体制は、そうした多種の経済形態の併存という現実に適合したものであることが求められている。多種の経済形態の併存が窮状打開の一時的弁法に終ることなく、いわれるように長期併存となるかどうか、成行きを注目したい。